

株式会社そんぐ 介護職員初任者研修課程学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 そんぐ 代表取締役 椿 玲子

本社所在地 北海道釧路市鳥取大通 5 丁目 6 番 10 号

研修所在地 北海道釧路市鳥取大通 5 丁目 2 番 7 号または釧路・根室管内の研修施設

(研修の目的)

第2条 介護サービスに従事する者を対象とした基礎的な職業教育としての位置づけであり将来的に介護福祉士を目指すうえで、専門的な知識・技術を習得するための機会とすることを目的とする。

(研修事業の名称)

第3条 そんぐ介護職員初任者研修

(実施課程)

第4条 前条の目的を達するために、次の研修事業(以下研修という)を実施する。

【介護職員初任者研修】

課程	研修形態	修業期間	研修期間	定員(人)	テキスト代(税込・円)	受講料(税別・円)	受講料の消費税(円)	合計	受講対象者	受講料納入方法
介護職員初任者研修科	昼間	8ヶ月	2ヶ月	40	6,160	58,037	5,803	70,000	一般	一括及び分割納入
介護職員初任者研修科	通信	8ヶ月	4ヶ月	30	6,160	58,037	5,803	70,000	一般(道内在中者)	一括及び分割納入
介護職員初任者研修科	夜間	8ヶ月	4ヶ月	30	6,160	67,128	6,712	80,000	一般	一括及び分割納入

※高校生は受講料 5,000 円引きとする。

(受講手続)

第5条

(1) 募集期間

開講日の2月前から募集し、1週間前に締め切る。受講希望者には、申込前に学則等の説明を行う。但し、遠隔地等により困難な場合は、学則の送付により周知を図る。

(2) 受講料納入方法

申込後、規定の期日迄金融機関に振り込むか、当社に直接納入する事。

なお、研修の開始までに受講料が振り込まれない時は、受講を断る事がある。

(3) 受講料の返還方法

受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返還する。

研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

(研修カリキュラム)

第6条

(1) 介護職員初任者研修昼間制講座のカリキュラム及び研修時間は、下記の通りとする。また介護職員初任者研修通信制講座のカリキュラム及び「講義を通信で行う場合」は別紙1の通りとする

【 介護職員初任者研修 昼間制および夜間制 】

科 目	時間 ()は演習時間
1 職務の理解	6時間 (1時間以上)
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間 (1時間以上)
3 介護の基本	6時間 (1時間以上)
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間 (1時間以上)
5 介護におけるコミュニケーション技術	6時間 (1時間以上)
6 老化の理解	6時間 (1時間以上)
7 認知症の理解	6時間 (1時間以上)
8 障害の理解	3時間 (1時間以上)
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間 (1時間以上)
10 振り返り	4時間 (1時間以上)
総時間数	130時間

(2) 各科目の到達目標、評価の基準、内容は別紙2の通りとする。

(主要テキスト)

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修 (財)介護労働安定センター

(修了認定)

第8条 修了の認定は第6条に定めるカリキュラムを全て履修し修了認定会議で修了と認められた者とする。

(1) 欠席の確認方法

ア、受講生出席簿を作成する。受講開始前に、受講日欄に本人の印を押す。

出欠確認後講師の印を押すこととする。

イ、やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は欠席・遅刻・早退用紙を提出することとする。

(2) 修了の認定方法

講義演習、実習を通じて一定の評価が得られている者に修了の認定を行うが、その他に以下の独自の評価方法を設定し試験に合格しなければならない。

ア、講義等で知りえた知識を知識として習得したかを「列挙できるか」「概説できるか」「説明できるか」筆記試験等により評価する。

イ、以下の成績で合格したものは修了証を交付する。

ウ、修了試験の採点方法はA(80点以上)B(70点～79点)C(60点～69点)及びD(60点未満)としC以上を合格、修了証明書を交付する。また合格点に達していない者は補講を行う、それに合格した者には修了証明書を交付する。

エ、通信課程においては、添削問題の得点が合格点に達している者、A(80点以上)B(70点～79点)C(60点～69点)及びD(60点未満)としC以上を合格とする。不合格となった者は補講を行う。修了の認定方法は上記ア～ウの通りとする。

(3) 修了証明書

修了が認定されたものは当社において規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(4) 修了証明書の管理方法

ア、修了者は修了台帳に記載し、北海道で指定された様式に基づき知事に報告する。

イ、修了証明書の紛失等の場合は、修了者の申し出により再発行することができる。その場合当社指定の「各

種修了証書再発行申請書」に必要事項を記入し、①「氏名変更の場合」は氏名変更が確認できる書類（戸籍抄本）②「紛失・その他」は免許証等の身分証明書を添付のこと。また、再発行手数料として、1部につき 1000 円を受講者負担とする。遠方等の理由により止むを得ず郵送で行う場合は、再発行手数料 + 送料を受講者負担とする。

(欠席及び補講の取り扱い)

第 9 条 研修の一部を欠席した者で、欠席届提出によりやむを得ない事情があると認められる者については補講を行う。及び修業年限内に当校における別の講座で同一科目を受講することにより当該科目を修了した者とみなす。ただし補講にかかる受講料は無料とする。

(退学規定)

第 10 条 次の各号に該当する者は退学を命ずることができる。

- (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
- (2) 受講者が当社の定める諸規定を守らず又は受講者の本分にもとる次の行為のあった時は、退学を命ずることがある。
 - ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる時。
 - イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められる時。
 - ウ 正当な理由なくして出席が常でない者
 - エ 研修の秩序を乱している者。

(担当講師)

第 11 条 介護員初任者研修講師が担当する項目数は 1 人 6 項目以内とする。講師一覧（別紙）に記載された者のみが講師を務めることとする。

(研修事業執行組織)

第 12 条 研修事業は株式会社そんぐ教育部で行う。

(連絡先及び担当氏名)

第 13 条 研修受講に関する連絡先及び担当者、並びに苦情等の相談窓口連絡先及び担当者は、次の通りとする。

介護のがっこそんぐ（株式会社そんぐ）教育部長 中澤 みさと

〒084-0906 北海道釧路市鳥取大通 5 丁目 2 番 7 号 Tel 0154-55-3344 Fax 0154-55-3345

(施行細則)

第 14 条 この学則は必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

第 15 条 この学則は 2013 年 4 月 1 日から施行する。この学則は 2014 年 1 月 29 日から施行する。この学則は 2014 年 5 月 29 日から施行する。この学則は 2017 年 8 月 1 日から施行する。この学則は 2019 年 8 月 1 日から施行する。この学則は 2019 年 10 月 15 日から施行する。